三　(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会
(二)　代表者の氏名
（変更前）長尾　正和
（変更後）鶴野　泰孝
(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日
四　(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　三重県立水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）徳田　嘉美
（変更後）川瀬　幸史
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録海技免状更新講習実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会
(二)　代表者の氏名
（変更前）長尾　正和
（変更後）鶴野　泰孝
(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日

登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第九条の七の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会
(二)　代表者の氏名
（変更前）長尾　正和
（変更後）鶴野　泰孝
(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日

登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第九条の七の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会
(二)　代表者の氏名
（変更前）長尾　正和
（変更後）鶴野　泰孝
(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社ロイヤルコーポレーション
(二)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）神奈川県横浜市中区相生町六丁目１０４番地２　横浜相生町ビル二階
（変更後）広島県広島市安芸区船越南四丁目８番３０号
(三)　変更年月日　平成二十九年九月一日
二　(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社ＭＳＴＣ
(二)　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所
（変更前）島根県松江市美保関町森山５３９番地３
（変更後）島根県松江市東出雲町意宇東三丁目２番地４
(三)　変更年月日　平成二十九年四月二十二日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ロイヤルコーポレーション
(二)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）神奈川県横浜市中区相生町六丁目１０４番地２　横浜相生町ビル二階
（変更後）広島県広島市安芸区船越南四丁目８番３０号
(三)　変更年月日　平成二十九年九月一日
二　(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ＭＳＴＣ
(二)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所
（変更前）島根県松江市美保関町森山５３９番地３
（変更後）島根県松江市東出雲町意宇東三丁目２番地４
(三)　変更年月日　平成二十九年四月二十二日

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）岩崎　茂
（変更後）近藤　悦広
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
二　(一)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安大学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）赤津　洋一
（変更後）平田　友一
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
三　(一)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　日本郵船株式会社
(二)　代表者の氏名
（変更前）工藤　泰三
（変更後）内藤　忠顕
(三)　変更年月日　平成二十七年四月一日
四　(一)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社日本海洋科学
(二)　代表者の氏名
（変更前）関根　博
（変更後）赤峯　浩一
(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日